組合等活性化支援補助事業　対象経費一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 経費科目 | 内　容 |
| 謝金 | ・事業を行うために必要な専門家のアドバイスや講演、イベント出演者等に対する謝金（謝金単価は、別紙経費支出基準参照） |
| 旅費 | ・専門家やイベント出演者等の旅費・商談会等で組合役職員等が移動を行う場合の旅費（補助対象は公共交通機関のみ　別紙経費支出基準　参照） |
| 設営費 | ・展示商談会の開催・出展、イベントの開催に必要な機材等の経費（レンタル・リース料、工事費等）※専門業者への発注を原則とします。 |
| 借料 | ・会議室借料、展示商談会・イベント開催の会場借料・事業に必要な機器・機材等の借料 |
| 印刷費 | ・展示商談会等の開催・出展に係る資料、商品パンフレット等の印刷・チラシ、クーポン券、リーフレット、広報誌等の印刷 |
| 広告宣伝費 | ・事業を行うための新聞及び雑誌への広告掲載費、チラシ折込費用、ラジオ・TV宣伝費、案内看板、のぼり等 |
| 通信運搬費 | ・展示商談会等の開催、出展に係る運搬費・事業の実施のために使用するためのモバイル回線使用料、WEB会議等の開催に係る費用 |
| 消耗品費 | ・展示商談会等の開催・出展に係る消耗品費・イベント開催に係る消耗品費（対象期間内に償却できるもの）・無料配布するグッズ、ノベルティ商品等 |
| 出展料 | ・展示商談会のブース出展料（オンライン商談会を含） |
| 原材料 | ・商品開発における原材料 |
| 委託費 | ・意匠デザイン、調査分析、試作、加工等専門分野業務の外部委託費・ホームページ作成等に係る外部委託費（※個別企業は対象外） |

※その他、標記されていない経費についてはお問合せください

□助成対象外の経費

（1） 採択決定前、事業対象期間外に支出した経費

（2） 事業対象期間内に償却できない消耗品、固定資産

（3） 販売する商品の原材料

（4） 特許出願、登記手続きに係る謝金等

（5） 振込等手数料（代引手数料を含む）、保険料、収入印紙、収入証紙

（6） 商品券等の金券（景品等で無償提供するものであっても対象外）

（7） 飲食、娯楽、接待等に係る経費

（8） 公的補助事業等を利用している場合の重複する経費

（9） 個人に支払った謝金等で源泉徴収していない経費

（10）関係者に支払った経費（組合員、従業員、家族等）※補助対象となる旅費を除く

（11）証憑書類が申請者名で作成されていない経費

（12）タクシー、レンタカー代

（13）上記の他、用途として社会通念上不適切と認められる経費

経費支出基準

１．謝金

以下の金額を限度とする。（下記金額を超えた場合には、超えた部分について自己負担）

（１）専門家謝金（１時間当たり：消費税込み）

① 大学教授、弁護士、弁理士、公認会計士、医師等　　　　　　　２５，４７０円

② 大学准教授、税理士、司法書士、企業役員等　　　　　　　　　２０，３８０円

③ その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１５，２９０円

（２）イベント等出演料（１時間当たり：消費税込み）

① 司会、ナレーター等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１５，２９０円

② その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１０，１９０円

２．旅費

（１）旅費の計算

① 旅費は最も経済的な公共交通機関を利用した方法により計算する。

② 旅費計算の起点は原則、対象者の勤務先最寄り駅とする。

③ 片道５０キロを超える場合は特急・急行料金を対象とできる。その場合座席指定席があるときは座席指定料金も対象とできる。（グリーン料金は除く）

④ 陸路の利用が現実的ではない道府県へ移動の場合航空機を利用できる。

⑤ 航空機を利用する場合、旅行会社等が販売するパック料金も対象とできる。その場合は航空賃正規料金に「（２）宿泊料」で定める金額の合計額を限度として金額の低い方を対象とする。※金券（**ＱＵＯ**カード等の各種商品券を含）が発行されるものは対象外

（計算例）

航空機（正規料金40,000円）を利用して宿泊し、航空券とホテル宿泊パック料金

a.50,000円とb.60,000円がある場合

〈限度額：航空賃正規料金40,000円と宿泊料11,800円　合計51,800円〉

パックa.50,000円（＜限度額51,800円）で宿泊した場合の対象旅費は、50,000円

パックb.60,000円（＞限度額51,800円）で宿泊した場合の対象旅費は、51,800円

（２）宿泊料

１泊当たり１１，８００円以内（消費税込み）